

公設浄化槽設置工事の可能時期について

市の入札で工事業者を決定するため、年度内に工事の開始から完了まで行う必要があります。また、国の交付金を財源の一部としているため、国への交付金の内示が確定してから工事の発注を開始しています。そのため、**年度末から年度当初（3月～5月）は、公設浄化槽設置工事を行うことができませんので、ご注意ください。**

特に、新築など浄化槽の使用開始日が決まっている方は、お早めに相談いただきますようお願いいたします。

	当該年度												次年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
工事開始の不可	×	×	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×	×

○・・・工事可能

△・・・2月上旬ごろまでに工事完了出来れば可能

×・・・工事不可

※工事開始可能時期にかかわらず、新築などで引き渡し日が決まっている場合は、早めにご相談ください。公設浄化槽の工期が引き渡し日に間に合わない場合は、公設浄化槽として設置できない場合があります。